

◎新型コロナウイルス感染症緊急対策

障がい者就労支援サービスの在宅利用要件の緩和

燕市障がい者自立支援協議会

現状 1

○障がい福祉サービス事業所の運営

- ・ 本人や家族の置かれている状況を踏まえると、日中過ごし場所など必要な支援を求めている人がいる。

○新型コロナウイルス感染防止が十分に講じられない

- ・ 障がい特性による理解不足 ⇒ マスクの使用を拒否する。
- ・ 3密（密閉・密集・密接）の防止がしづらい ⇒ 事業所のスペースから、距離がとれない。

課題 2

○事業所における事業の継続

- ・ 社会福祉事業を継続することが基本的であることから、休止することが難しい。
- ・ 利用者及び家族の意向・状況等を踏まえると、利用自粛を要請しづらい。

解決策 3

【新型コロナウイルス感染症緊急対策（フェニックス・11）】

≪対策⑪ 障がい者就労支援サービスの在宅利用要件の緩和≫



(内容)

就労移行支援及び就労継続支援事業の在宅利用については、従来より『身体障がい等により事業所への通所が困難な人』を対象に認められていたところであるが、今般の事情を鑑みて厚生労働省より『新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自治体の判断でその要件を緩和することが可能』な旨の通知があったため、燕市では新型コロナウイルス感染防止の対応が必要な期間に限り、以下3つの要件を緩和した。

- (1) 在宅支援の対象範囲を拡げる (⇒ 全ての利用者を対象)
- (2) 『電話』での代替支援を認める (⇒ 職員による訪問・利用者の通所による感染リスクを回避)
- (3) 提出書類を簡素化 (⇒ 事業所が速やかに実施することが可能)

(期待される効果)

- ・ 事業所は、3密防止等の必要な感染防止対策を講じた上でのサービス提供が可能。
- ・ 利用者は在宅にいながらも必要な支援を受けることができる。

(実施事業所) ※令和2年5月25日時点

- ・ 市内1か所（就労移行・B型）、市外1か所（就労移行）

【イメージ】

